# 日法聖人筆『天地人三才之巻』紙背の検証

## ――付、永仁四年具注暦による三才之巻の考察――

太田晴道

### はじめに

沼津市、大本山光長寺には日法聖人筆『天地人三才之巻』とラベルの貼られた巻子本（巻物）一巻がある。[1]

この本は日法聖人による写本で、天象・地儀・帝道の三部に分けて和漢の典籍から関連する文章を抄録したものである。内容、特に国史関係史料との関連については、すでに小西徹龍先生の発表[2]があるので割愛するが、価値としては日法聖人の御真筆であることを別として、稀覯本、孤本の可能性が高く、国文学・国史学等の研究に一石を投ずる貴重な古鈔本と思われる。

ところで、この『天地人三才之巻』（以下『三才之巻』と略称）は、紙背に具注暦を存している。具注暦とは暦注が詳しく記入されている暦をいい、普通は巻首に暦序、巻尾に暦跋があって、何年の暦かわかるものである。しかしながら『三才之巻』紙背の具注暦には、それらしきものはなく、普通に見ただけでは何年の暦かわからない。

『三才之巻』の紙背に具注暦があることは、本書を拝見した一部の人々には知られていたが、今までそれについて具体的に述べた論稿は皆無といってよい。管見では唯一人、稲田海素先生が昭和十一年に「祖書鑽仰史談（第四回）」の中で、「三才要文　一巻　十七枚余、これは暦の裏へ書いたもので暦は永仁四年のもの」と述べておられる。[3] さすが稲田先生と頭の下がる思いである。ただ、あまりにも簡潔すぎ、紙数や「永仁四年」の比定などについて具体的な考証、説明を欠いておられるのが残念なところである。

本稿は筆者が平成七年八月、法華宗教学研究所総会で「『天地人三才之巻』紙背具注暦について」と題して発表したものを補訂したものであるが、発表時においては稲田先生の論稿を存知ていなかった。筆者は紙背の具注暦を「永仁四年」に比定、力説したのであるが、後に先生の論稿に接し、その発表が最初でなかったことを知ったのである。

しかしながら、稲田先生は何故に「永仁四年」とされたかについては述べておられない。すでに故人となられた先生に、伺うすべはないのである。暦に詳しい人は、年次に記されていない暦でも、案外容易に年次を推定できるであろうが、[4] その理由を説明しなければ、暦に詳しくない人を納得させることはできないであろう。しかも『三才之巻』紙背の具注暦は欠失や錯簡が見られ、完全な姿を現わしていない。また、全面が裏打紙でおおわれていて見えない部分もある。何故「永仁四年」の具注暦であることがわかるのか、が問題なのである。

筆者は暦について詳しくないが、本稿は紙背の具注暦の欠失を補い、錯簡を正して暦の復元を試み、この具注暦が前に稲田先生が述べられた「永仁四年のもの」であることを、自分の方法で検証しようとするものである。さらに、その結果から、表である『三才之巻』の書写年代についても考察してみたい。

## 一　紙背具注暦の復元

まず本書の紙数であるが、詳細に原本を拝見したところ、一行または一行半ほどの断簡四紙を含む実際の紙数は、全二十四紙であった。しかし、実際はそうであっても、この紙数には問題がある。それは、具注暦の本来の形態と、それを翻して写本に利用した『三才之巻』の形態と密接な関係があるからである。一年分一巻、あるいは半年分ずつ全二巻の具注暦は継紙で、巻子本の形態をしている。反故となった具注暦の裏を、巻子本の形で再利用する場合はそのままでよいが、冊子本として利用する場合は別である。つまり、巻子本を裁断するか継目からはがすかであって、前者の場合は冊子本の一紙が巻子本の一紙より小さくなるか、又は冊子本の一紙に巻子本の名残りの継目が有るということである。後者の場合は継目の無い、巻子本の本来の一紙のままである。ただし、両者とも、整本する際は小口を落とすことがある。

そこで『三才之巻』紙背の具注暦を見ると、一行または一行半ほどの断簡が四紙あり（さらに、一行半の断簡一紙が欠失）、自然にできた断簡ではなく、規則正しく裁断された断簡であることがわかる。この事実によって推測するわけであるが、具注暦を反故にして冊子本として利用するにあたり、裁断者はまず、巻首の八双部分（あるいは第一紙暦序の破損部分か）を切断除去した上で所定の一紙を裁断、続いて第二紙分を同じ大きさに裁断、同様に第三紙分……と裁断していったものと思われる。したがって、冊子本としての料紙一紙には、本来の巻子本の継目が残ったわけである。つまり、『三才之巻』の料紙一紙は二紙ということで、このうちの小さい方が紙背具注暦の一行または一行半ほどの断簡ということになる。これを図示すると、次のようになる。

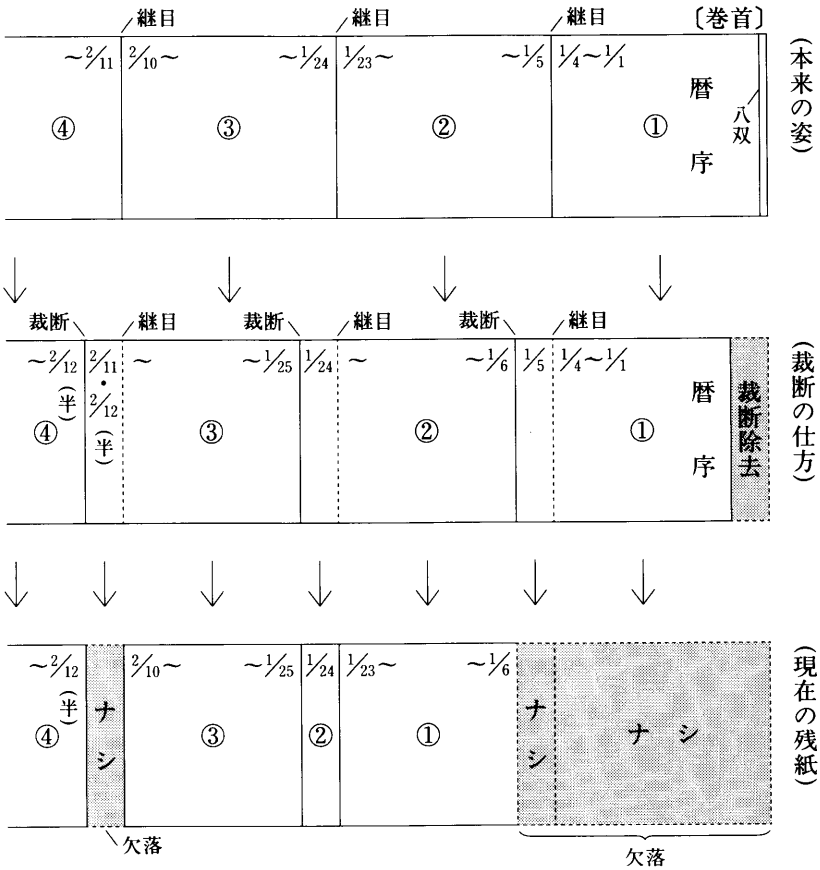
継目
継目
継目
〔巻首〕
～2/11
2/10～
～1/24
1/23～
～1/5
1/4～1/1
④
③
②
①
暦序
八双
（本来の姿）
裁断
継目
裁断
継目
裁断
継目
～2/12
（半）
2/11・2/12
（半）
～
～1/25
1/24
～
～1/6
1/5
1/4～1/1
④
③
②
①
暦序
裁断除去
（裁断の仕方）
～2/12
（半）
ナシ
2/10～
～1/25
1/24
1/23～
～1/6
ナシ
ナシ
④
③
②
①
欠落
欠落
（現在の残紙）

ただし、このような裁断の仕方は全巻にわたっているわけではなく、現存の十三紙分ほどは継目からはがして冊子本の一紙として、そのまま再利用している。これらは具注暦の一紙が、そのまま冊子本の料紙一紙となっているわけである。また、冊子本として利用しているうちに破れて、一紙が二紙になったものもある。裁断して料紙としたものは現存の紙数で三紙となるわけで、はがして料紙としたものは二紙となるわけである。これらを総合すると、『三才之巻』の現状の紙数（残存の紙数）は全二十四紙ということになるのである。しかし、裁断して利用した一紙、はがして利用した一紙という、冊子本としての本来の料紙は、すでに小西先生が指摘された「全十八紙」ということになり、[5]具注暦の復元という視点からすれば、欠失している暦序や、十二月分・暦跋を考えると原形は全二十一紙であったと推定されるのである。

長々と紙数について述べてしまったが、このことは紙背の具注暦に錯簡があるため、復元を行う上で紙数番号が大きく関与するからである。それはともあれ、まず表一を見ていただきたい。紙数番号は表の『三才之巻』巻首第一紙より振っているので、紙背は同番号で、順序は逆となる。

表一　具注暦残存月日表

※（半）は半行で、裁断されて半行になっていることを意味する。
※原形紙数は表の『天地人三才之巻』の原形紙数番号である。

| 紙数番号 | 月日・干支・納音（五行）・十二直 | 原形紙数 |
|---|---|---|
| 24 | 2／12（半）辛亥・金・成〜2／29（半）戊辰・木・建 | 16 |
| 23 | 2／29（半）戊辰・木・建、「三月大建」壬辰 | |
| 22 | 3／1己巳・木・除〜3／9（半）丁丑・水・収 | 15 |
| 21 | 1／6乙亥・火・収〜1／23壬辰・水・満 | 18 |
| 20 | 1／24癸巳・水・平 | |
| 19 | 1／25甲午・金・平〜1／30己亥・木・成、「二月小建」辛卯、2／1庚子・土・収〜2／10己酉・土・破 | 17 |
| 18 | 3／9（半）丁丑・水・収〜3／17（半）乙酉・水・執 | 15 |
| 17 | 3／17（半）乙酉・水・執、3／18丙戌・土・破 | |
| 16 | 3／19丁亥・土・危〜3／30戊戌・木・執、「四月大建」癸巳、4／1己亥・木・破〜4／4（半）壬寅・金・収 | 14 |
| 15 | 4／4（半）壬寅・金・収、4／5癸卯・金・開 | |
| 14 | 4／6甲辰・火・閉〜4／13辛亥・金・破 | 13 |
| 13 | 4／19丁巳・土・建〜4／25（半）癸亥・水・破 | |

| | |
|---|---|
| 12 | 4／25（半）癸亥・水・破〜4／30戊辰・木・開、「五月小建」甲午、5／1己巳・木・閉〜5／11己卯・土・収 |
| 11 | 5／12庚辰・金・開〜5／29丁酉・火・満、「六月大建」（半）乙・未 |
| 10 | 「六月大建」（半）乙未、6／1戊戌・木・平〜6／18乙卯・水・成 |
| 9 | 6／19丙辰・土・収〜6／30丁卯・火・危、「七月小建」丙申、7／1戊辰・木・成〜7／5壬申・金・建 |
| 8 | 7／6癸酉・金・除〜7／25壬辰・水・成<br>※7／19は7／20欄に追記 |
| 7 | 7／26癸巳・水・収〜7／29丙申・火・建、「八月大建」丁酉、8／1丁酉・火・建〜8／13（半）己酉・土・建 |
| 6 | 8／13（半）己酉・土・建〜8／30丙寅・火・執、「九月小建」（半）戊戌 |
| 5 | 「九月小建」（半）戊戌、9／1丁卯・火・執〜9／18甲申・水・開 |
| 4 | 9／19乙酉・水・閉〜9／29乙未・金・収、「十月大建」己亥、10／1丙申・火・開〜10／6辛丑・土・満 |
| 3 | 10／7壬寅・金・平〜10／25（半）庚申・木・収 |
| 2 | 10／25（半）庚申・木・収〜10／30乙丑・金・満、「十一月小建」庚子、11／1丙寅・火・平〜11／11丙子・水・建 |
| 1 | 11／12丁丑・水・除〜11／29甲午・金・破、「十二月大建」（半）辛丑 |

このように、『三才之巻』の紙背は全面が具注暦であることがわかる。一行の上から二十七宿・七曜・日付・干支・納音・十二直・節気・七十二候の順に記され、その他にも多くの暦注がある。間空(まあ)きなしの具注暦（日付と日付の間に、書き込みができるように数行の余白をとっていない暦）で、二十七宿と七曜は日付の上（天界の上）に朱で並記されている。特に七曜は「日」を古来の名称である「蜜」の字を用いている。[6]

また、表一によって、一部に錯簡と欠失があることがわかる。錯簡が見られるのは第二十四紙から第十九紙までで、原形紙数では第十五から第十八紙に相当する。このことについては小西先生が表の『三才之巻』の「内容の検討から、第十五紙以下に錯簡があるが、文章は続いているため復元できる」と述べておられるのに符合する。[7] 日法聖人は『三才之巻』を筆写されるにあたり、具注暦を裁断またははがして料紙に利用されたが、その紙を順不同で用いられたのではなく、具注暦の巻尾の方より順に利用されたようである。したがって、逆にいえば、裏の具注暦を復元することによって、表の『三才之巻』の復元が可能であるともいえるのである。

次に、欠失部分を見てみたい（表二）。

①の暦序と②は本来、第一紙であったと思われる。③の一行半は原形第十七紙に続くもので、前述した裁断によって生じた断簡である。継目がはがれて欠失したものである。④は第十四紙に続くもので、⑤は第十三紙の前にくるものである。④と⑤は原形第十三紙の内で、第十四紙と第十三紙は本来一紙（原形第十三紙）で、袋綴になっていた折目が裂けて二紙となり、さらに④と⑤が失われたものと思われる。⑥は失われた十二月分で、月名の半分と一日から十八日頃まで記された一紙であったと思われる。⑦と⑧は一紙で、十二月の残りと暦跋があったものと推定される。七月十九日分は書き落としたようで、「廿日」の欄の右に書き加えてある。

表二　具注暦欠失表

| 番号 | 月日・干支・納音（五行）・十二直 |
|---|---|
| ① | 〔暦序〕 |
| ② | 「正月大建」庚寅、1／1庚午・土・定～1／5甲戌・火・成 |
| ③ | 2／11庚戌・金・危、2／12（半）辛亥・金・成 |
| ④ | 4／14壬子・木・危 |
| ⑤ | 4／15癸丑・木・成～4／18丙辰・土・閉 |
| ⑥ | 「十二月大建」（半）辛丑、12／1乙未・金・危～12／18？壬子・木・閉 |
| ⑦ | 12／19？癸丑・木・建～12／30甲子・金・閉 |
| ⑧ | 〔暦跋〕 |

以上の調査結果から、この具注暦を復元すると、表三のようになる。

表三　具注暦の復元

| 原形紙数 | 紙数番号 |
|---|---|
| 欠失 | ①<br>② |
| 18 | 21 |
| | 20 |
| 17 | 19 |
| | ③ |
| 16 | 24 |
| | 23 |
| 15 | 22 |
| | 18 |
| | 17 |
| 14 | 16 |
| | 15 |
| 13 | 14 |
| | ④ |
| | ⑤ |
| | 13 |
| 12 | 12 |
| 11 | 11 |
| 10 | 10 |
| 9 | 9 |
| 8 | 8 |
| 7 | 7 |
| 6 | 6 |
| 5 | 5 |
| 4 | 4 |
| 3 | 3 |
| 2 | 2 |
| 1 | 1 |
| 欠失 | ⑥ |
| 欠失 | ⑦<br>⑧ |

※○囲数字は欠失部分（欠失表の番号）。

現状の紙数は全二十四紙であるが、原形紙数は全十八紙である。しかし、前述したように欠失した部分を加えれば、原形は全二十一紙であったと思われるのである。

## 二　紙背具注暦の年次推定

次に、この紙背具注暦は、何年の暦であるかを検討してみたい。

復元した具注暦によって、月の大小を見ると、表四のようになる。

表四　復元具注暦に見る月の大小

※見やすくするため、大の月を○で囲んだ。

| 月 | ① | 2 | ③ | ④ | 5 | ⑥ | 7 | ⑧ | 9 | ⑩ | 11 | ⑫ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 大小 | 大 | 小 | 大 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 | 小 | 大 |

つまり、大の月は正月・三月・四月・六月・八月・十月・十二月ということになる（大の月とは一カ月が三十日、小の月は二十九日の月である）。

この暦の裏（現在は表になる）に書かれた『三才之巻』の筆者は日法聖人であるから、当然この具注暦は日法聖人ご遷化以前のものでなければならないはずである。日法聖人は暦応四年（一三四一）正月五日に八十三歳でご遷化されたと伝えられている。[8] したがって、この暦は北朝年号の暦応四年以前の具注暦ということになるわけである。そこで、月の大小に注目して、暦応以前の月の配当を調べて見ると、永仁四年（一二九六）と弘安十年（一二八七）、さらに遡ると文暦元年（一二三四）が同じ配当となる。

前記の三候補の中で、最も古い文暦元年は日法聖人誕生の二十五年も前であるから、一応候補から外してしかるべきであろう。何故かというと、暦というものは他の文書と異り、その年が過ぎれば直ちに不要となるもので、紙の貴重な時代には別の文書の料紙として利用される場合が多いからである。多くの紙背文書（裏文書）は表の文書が書かれた時期より、そんなに古くないことが通例であるから（古い場合もある）[9]、暦の場合はなおさらである。したがって、ここでは弘安十年と永仁四年の両年にしぼって考えてみることにする。

両年の月日と干支を『日本暦日総覧』（具注暦篇・中世前期）[10]と『日本陰陽暦日対照表』（下巻）[11]にもとづき、紙背具注暦の一部と対照したものが表五である。

表五　干支対照表

| 紙背具注暦 | 弘安10年 | 永仁４年 |
|---|---|---|
| （２月小） | | |
| 2/1：庚子 | 壬戌 | 庚子 |
| 2/2：辛丑 | 癸亥 | 辛丑 |
| 2/3：壬寅 | 甲子 | 壬寅 |
| 2/4：癸卯 | 乙丑 | 癸卯 |
| 2/5：甲辰 | 丙寅 | 甲辰 |
| 2/6：乙巳 | 丁卯 | 乙巳 |
| （５月小） | | |
| 5/1：己巳 | 辛卯 | 己巳 |
| 5/2：庚午 | 壬辰 | 庚午 |
| 5/3：辛未 | 癸巳 | 辛未 |
| 5/4：壬申 | 甲午 | 壬申 |
| 5/5：癸酉 | 乙未 | 癸酉 |
| 5/6：甲戌 | 丙申 | 甲戌 |
| （８月大） | | |
| 8/1：丁酉 | 己未 | 丁酉 |
| 8/2：戊戌 | 庚申 | 戊戌 |
| 8/3：己亥 | 辛酉 | 己亥 |
| 8/4：庚子 | 壬戌 | 庚子 |
| 8/5：辛丑 | 癸亥 | 辛丑 |
| 8/6：壬寅 | 甲子 | 壬寅 |

この紙背具注暦は、月名に二行分を使用し、一日分が一行の墨界（罫線）内に記入されていて、前述したように界線の上に二十七宿と七曜が並記されており、以下日付・干支……の順となっている。上部の方の傷みがひどいため、裏打紙も上部の方が厚くなっている。そのため、上部の方が読みにくく、表五は比較的良く見える第十九紙の二月初め、第十二紙の五月初め、第七紙の八月初め部分を抽出して表にしたものである。

結果は見た通りで、二月一日は庚子で永仁四年二月一日の庚子に、五月一日己巳は同年五月一日己巳に、八月一日丁酉は同年八月一日丁酉に一致する。したがって、この具注暦は永仁四年のものに相違ないことが証明できたわけである。

ちなみに、候補から外した文暦元年は、二月一日が庚午、五月一日は己亥、八月一日は丁卯であって紙背具注暦と一致しない。やはり、紙背具注暦は永仁四年のものであったわけである。

ところが、文暦元年からさらに六十二年遡る承安二年（一一七二）も月の大小は永仁四年とほぼ同じである。承安二年は永仁四年より百二十四年前、日法聖人誕生の八十七年前である。ほぼ同じというのは正確には違うということで、承安二年は小の月である閏十二月があるからである。『三才之巻』は巻首を欠くため、紙背の十二月分を欠いている[12]が、さらに閏十二月分もあったとは考えられない。そのため、時代も古いこともあって除外していたが、再検討してみたところ、月日と干支が永仁四年と全く一致するのである。ということは、紙背具注暦には本来、閏十二月があったかも知れないということになる。そこで紙背具注暦の読み取れる範囲で、納音（五行）・十二直・二十四節気について承安二年と永仁四年を比較してみた。表六がそれである（『日本暦日総覧[13]』による）。

紙背具注暦は承安二年と十二直・二十四節気が相違し、永仁四年と全く符合していることがわかる。表六で示さな

表六　承安二年と永仁四年の比較

| 月日干支 | 紙背具注暦 | 承安二年暦 | 永仁四年暦 |
|---|---|---|---|
| 1／10己卯 | 土・除・雨水正月中 | 土・除 | 土・除・雨水正月中 |
| 1／20己丑 | 火・閉 | 火・閉・雨水正月中 | 火・閉 |
| 2／26乙丑 | 金・収・清明三月節 | 金・開 | 金・収・清明三月節 |
| 3／6甲戌 | 火・破 | 火・破・清明三月節 | 火・破 |
| 3／12庚辰 | 金・建・穀雨三月中 | 金・建 | 金・建・穀雨三月中 |
| 3／22庚寅 | 木・開 | 木・開・穀雨三月中 | 木・開 |
| 3／27乙未 | 金・満・立夏四月節 | 金・平 | 金・満・立夏四月節 |
| 4／7乙巳 | 火・建 | 火・建・立夏四月節 | 火・建 |
| 4／12庚戌 | 金・執・小満四月中 | 金・執 | 金・執・小満四月中 |
| 4／22庚申 | 木・平 | 木・平・小満四月中 | 木・平 |
| 4／28丙寅 | 火・成・芒種五月節 | 火・収 | 火・成・芒種五月節 |
| 5／7乙亥 | 火・執 | 火・執・芒種五月節 | 火・執 |
| 5／28丙申 | 火・除・小暑六月節 | 火・満 | 火・除・小暑六月節 |
| 6／9丙午 | 水・閉 | 水・閉・小暑六月節 | 水・閉 |
| 6／14辛亥 | 金・定・大暑六月中 | 金・定 | 金・定・大暑六月中 |
| 6／24辛酉 | 木・満 | 木・満・大暑六月中 | 木・満 |
| 6／29丙寅 | 火・破・立秋七月節 | 火・危 | 火・破・立秋七月節 |
| 7／9丙子 | 水・定 | 水・定・立秋七月節 | 水・定 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 7／15壬午 | 木・開・処暑七月中 | 木・開 | 木・開・処暑七月中 |
| 7／24辛卯 | 木・危 | 木・危・処暑七月中 | 木・危 |
| 8／1丁酉 | 火・建・白露八月節 | 火・除 | 火・建・白露八月節 |
| 8／11丁未 | 水・開 | 水・開・白露八月節 | 水・開 |
| 8／16壬子 | 木・平・秋分八月中 | 木・平 | 木・平・秋分八月中 |
| 8／26壬戌 | 水・除 | 水・除・秋分八月中 | 水・除 |
| 9／1丁卯 | 火・執・寒露九月節 | 火・破 | 火・執・寒露九月節 |
| 9／11丁丑 | 水・平 | 水・平・寒露九月節 | 水・平 |
| 9／17癸未 | 木・収・霜降九月中 | 木・収 | 木・収・霜降九月中 |
| 9／26壬辰 | 水・破 | 水・破・霜降九月中 | 水・破 |
| 10／3戊戌 | 木・閉・立冬十月節 | 木・建 | 木・閉・立冬十月節 |
| 10／12丁未 | 水・成 | 水・成・立冬十月節 | 水・成 |
| 10／18癸丑 | 木・満・小雪十月中 | 木・満 | 木・満・小雪十月中 |
| 10／28癸亥 | 水・建 | 水・建・小雪十月中 | 水・建 |
| 11／3戊辰 | 木・定・大雪十一月節 | 木・執 | 木・定・大雪十一月節 |
| 11／13戊寅 | 土・満 | 土・満・大雪十一月節 | 土・満 |
| 11／18癸未 | 木・危・冬至十一月中 | 木・危 | 木・危・冬至十一月中 |
| 11／28癸巳 | 水・執 | 水・執・冬至十一月中 | 水・執 |

かったが、七曜については三者同じであるも、二十七宿は承安二年と相違し、永仁四年と一致していた。

以上の検証から、筆者は『三才之巻』紙背の具注暦は、永仁四年の具注暦であると結論づけるものである。

## 三　『三才之巻』筆写時期の推定

付けたりになるが、前記の結果をもとに、日法聖人はいつ頃、具注暦（以下、「永仁四年具注暦」と称す）を料紙として『三才之巻』を筆写されたかについて考察してみたい。

永仁四年は日蓮大聖人がご入滅された十四年後、すなわち祖滅十五の年で、日法聖人三十八歳の年である。宗門史から見れば、前年には六老僧の一人日持聖人が海外弘教に出発し、この年は日像聖人が奈良の大聖人学蹟を巡覧している。[14] 永仁四年具注暦が暦としての役目を終えた永仁五年は、日印聖人が越後に本成寺を創立、[15] 光長寺においては日春聖人が六月十一日に御本尊をしたためておられる。[16]

まず第一に言えることは、『三才之巻』の筆写時期は永仁四年具注暦が不要となった永仁五年（一二九七）以降であり、日法聖人ご遷化の暦応四年（一三四一）以前であるということである。

第二は推論となるが、日法聖人が筆録あるいは筆写された諸本と『三才之巻』を対比し、さらにその時期をしぼり込んでみたい。

数ある日法聖人自筆の聖教・典籍・断簡の中で、筆記の年次がはっきりしているのは、次の三書である。

A　『下山抄』（書下文）

B　『後五百歳合文』

C　『撰時抄下巻』

Aの『下山抄』（書下文）は高木豊氏が「平仮名本」と称している本であるが[17]、奥書に、

「□正應二年正月十四日書写了」

とある[18]。

Bの『後五百歳合文』の奥書には、

「正和五年（大才丙辰）六月廿六日（書写）沙門日法（花押）」

とある[19]。

Cの『撰時抄下巻』の奥書と識語には、

「　元徳三年（大才辛未）八月中□

寿量品代　　書写畢

此者為五藤五聖霊所奉書写也御後見

之貴（賤）禅（テ）垂（ス）二哀（ヲ）一南無妙法蓮花経（ト）御唱□

者事于現当所望候　筆師僧日□（法）（花押）」

「今（異筆）所相伝大（花押）」

とある[20]。

Aの正応二年（一二八九）は日法聖人三十一歳の時であるから、『下山抄』（書下文）は永仁五年以降に筆写された『三才之巻』より以前の写本ということになる。

Bの正和五年（一三一六）は日法聖人五十八歳の時、Cの元徳三年（一三三一）は七十三歳の時である。このB『後五百歳合文』とC『撰時抄下巻』の書風は頗る似ており、『本迹相違要文上・下』[21]『無益外道行集』[22]『下山抄』（漢文体）[23]などとも似ている。

それに対して、『三才之巻』は少し書風が異なり、『和漢朗詠集下』[24]に共通している。『御法門御聞書上・下』[25]は宗祖の御法門の聞書であるから、時期的に早いのは当然で、『大田禅門抄』[26]などに共通していて、Aの『下山抄』（書下文）に近いものがある。したがって、書風の変化で見るかぎり、『三才之巻』はAとBの中間に位置するものと考えられるのである。

第三に、反故となった具注暦を利用した他の文献を例に挙げて考えてみたい。

三条実房の日記『愚昧記』は、三カ所に別かれて所蔵されている（いずれも重文指定）が、国立歴史民俗博物館所蔵の承安二年の日記は、前年である嘉応三年（承安元年、一一七一）の具注暦二種の紙背を使っている。[27]東京大学史料編纂所にある承安四年の日記は、承安三年（一一七三）具注暦の紙背を料紙に用いている。[28]実房より八代後の三条公忠の日記『後愚昧記』（康安元年、一三六一～永徳三年、一三八三）は、大部分が東大史料編纂所に所蔵されているが、前年の仮名暦などを翻して料紙としている。[29]

また、陽明文庫に所蔵されている近衛政家の日記『後法興院記』は、文正元年（一四六六）分は八年前の長禄二年（一四五八）と一年前の寛正六年（一四六五）と同七年（当年である文正元年）[30]の具注暦、さらに前年（寛正六年）の仮名暦などの一部や大半を翻して使い、応仁元年分は前年である文正元年の具注暦などを翻して使い、応仁二年分は前年の文正二年の仮名暦二部を翻して用いている。[31]時代は下るが、近衛尚嗣の日記『尚嗣公記』（『妙有真空院記』

一六三四～五三年の記）も、多く前年か当年の暦を翻してその裏に書かれている。[32]

このように、暦は比較的早く再利用されていることがわかる。しかし、勿論例外もあって、やはり陽明文庫所蔵にかかるものであるが、近衛政家筆『建武年中行事』一巻は文明十七年（一四八五）の写本であるが、その料紙は建保七年（一二一九）という、何んと二百六十六年前の具注暦の紙背を利用している。[33] この場合は、何か特別な理由があったものと思われる。一般的には、暦に日記のごとき記録があったり、受信した重要文書が貼り付けられていない限り、数年以内に反故となって再利用されたものと考えてよいであろう。

以上のことから、筆者は日法聖人が『三才之巻』を筆写されたのは永仁五年（一二九七）から正和五年（一三一六）の間（この間十九年）であり、具注暦の再利用は数年以内が一般的という点から、永仁五年よりそう年を経ない時期と推定するものである。

## おわりに

『三才之巻』紙背の具注暦を検証した結果、永仁四年具注暦であることがはっきりした。前に稲田海素先生が「永仁四年のもの」と述べられたのは正しかったのである。

そして、日法聖人が永正四年具注暦を翻して『三才之巻』を書き写されたのは、永仁五年よりそう年を経ない時期であると推定できた。このことは、今後おこなわれるであろう日法聖人御真筆の聖教・典籍類を編年する上での一つの座標となるであろう。

最後に、この「永仁四年具注暦」の価値であるが、具注暦そのものはたくさん残っており、この具注暦が暦の歴史

上、どのような位置付けとなるかは、暦史研究において門外漢である筆者にはわからない。伊豆国三島神社が「三島暦」[34]というものを古くから出していたようであるが、どうもそれとは違うようである。なお、今までの調査では、暦面に所持者の書き込みは見られない。裏打紙をすかして、さらに精査すればあるいは見つかるかも知れない。日法聖人か誰かの筆跡が発見されれば、より価値が上がることとなるであろう。

註

（1）光長寺『寶物管理記録簿』（昭和四五年）の内「宝物台帳」に記載されている第一種寶物四四番。明和五年の『光長寺霊宝扣』には「一　三才要文（七十九（朱書））　一軸」と書かれている。紺地金襴の布表紙に「三才巻」の題簽があり、内題は無い。第一紙の紙背には「天地人三才之巻判拾七九」と書いた押紙がある。同様の押紙は日法聖人筆『持戒無戒事』（第一種寶物三七番）にもあり、「持戒无戒判拾六」と書かれている。『持戒無戒事』は全十六紙で、紙背の継目ごとに継目印を押してあり、それが「判拾六」の意味と思われる。『天地人三才之巻』もやはり紙背に継目印があり、本紙は全二十四紙（原形の紙数は十八紙だが、一部寸断されている）であるが、裏打紙の紙数は十九紙で「判拾七九」と一致する。「七」は誤記であって、その上に「九」と重ね書したものの、「九」に見えないために更に小字で「九」と添字したものであろう。現在は巻子本であるが、もとは袋綴の冊子本であった。

（2）平成六年九月、法華宗教学研究所総会で、小西徹龍先生は「光長寺蔵『天地人三才之巻』の引用書について―特に国史関係史料との関連について―」を発表された。

（3）稲田海素「祖書鑽仰史談（第四回）」『大崎学報』第八九号、一一四頁。昭和一一年一二月三〇日。（この資料は小西徹龍先生より御教示いただいた。）

（4）例えば、桃裕行氏は多賀城跡出土の漆紙文書に含まれていた具注暦の断片（解読できる文字はわずかに十三字）を宝亀十一年具注暦の断簡と断定しておられる（桃裕行『暦法の研究〔上〕』〈桃裕行著作集7〉六一頁、平成二年六月一五日、思文閣出版刊）。

（5）註（2）

（6）日曜が「蜜」であることは、以下の二書に詳しい。広瀬秀雄『暦』〈日本史小百科5〉昭和五三年三月二〇日、近藤出版社刊。太田晶二郎「日本の暦に於ける「蜜」標記の上限」『太田晶二郎著作集』（第一冊、平成三年八月一〇日、吉川弘文館刊）所収。

（7）註（2）

（8）光長寺・身延山墓碑銘。「富士門家中見聞」（『富士宗学要集』第五巻・宗史部）。『岡宮光長寺記録』（本能寺蔵。東京大学史料編纂所架蔵謄写本による）と『当要集』（香川国祐寺蔵）は暦応三年とする。『本化別頭仏祖統紀』（本満寺刊）は暦応四年であるが、九十歳とする。

（9）例えば中山法華経寺の『双紙要文』は日蓮大聖人が文永初頭から七年頃までの間に書かれたものであるが、紙背の文書はほぼ建長元年から三年までの間のもので、元仁二年のものも二通含まれている。（石井進「「日蓮遺文紙背文書」の世界」〈小川信編『中世古文書の世界』所収、平成三年七月一日、吉川弘文館刊〉）。これは紙背文書が比較的重要であったためで、廃棄されるまでに時間がかかったからである。

(10) 大谷光男他編『日本暦日総覧』（具注暦篇・中世前期）、本の友社刊。静岡県立図書館より送付いただいたコピーによる。

(11) 加唐興三郎編『日本陰陽暦日対照表』（下巻）、平成五年九月三〇日、ニットー刊。他に湯浅吉美編『増補日本暦日便覧』と東京大学史料編纂所編『史料綜覧』（巻五）を参照した。

(12) 表紙・内題などに使用か。

(13) 註（10）

(14) 法華宗宗門史編纂委員会編『法華宗年表』昭和四七年五月二三日、法華宗（本門流）宗務院刊。

(15) 註（14）に同じ。

(16) 永仁五年六月十一日付、日春聖人御本尊。光長寺「宝物台帳」第一種寶物一二番。ただし、この御本尊には疑いがある。花押は南北朝期のものに近い。

(17) 高木豊「諸本解説」『日蓮』〈日本思想大系14〉、昭和四五年一二月二四日、岩波書店刊。

(18) 『下山抄』（書下文）は光長寺「宝物台帳」第一種寶物三五番。内題下の端書に、

「大輔阿闍梨付属　日法（花押）

正慶二年大才癸酉六月一日　」

とある。大輔阿闍梨は光長寺南之坊開基日円聖人（日法聖人の弟子）と思われる。日法聖人は正応二年（一二八九）に『下山抄』を書写され、四十四年後の正慶二年（一三三三）、七十五歳の時に大輔阿闍梨に付属したことになる。

『静岡県史』（資料編6、中世二。平成四年三月二一日）の正慶二年（元弘三年）六月一日条に「駿河国光長寺日法、下山抄を日円に授ける」として、端書と奥書を載せている。ただし、奥書を異筆としているが、筆者は同意できない。『沼津市史』（史料編、古代・中世。平成八年三月二八日）も同様であるが、奥書を異筆とはしていない。古くは稲田海素がこの端書と奥書を紹介している（註3参照）が、若干の誤記がある。

(19) 『後五百歳合文』は光長寺「宝物台帳」第一種寶物三三番。『静岡県史』（資料編5、中世一。平成元年三月二〇日）の正和五年六月二十六日条に「駿河国光長寺日法、後五百歳合文を書写する」として、この奥書を載せている。『沼津市史』（史料編、古代・中世）も同様である。

『後五百歳合文』は宗祖の御真蹟が無く、古写本としては身延朝師本が有名で、昭和定本の底本となっている。しかし、光長寺の法師本は、朝師本とも刊本とも若干異なるもので、最古の写本である。

(20) 光長寺本『撰時抄』は下巻のみの残欠本。宗祖の御真蹟は玉沢妙法華寺にある。光長寺「宝物台帳」第一種寶物三一番。『静岡県史』（資料編5、中世一）の元徳三年八月条に「駿河国光長寺日法、撰時抄下巻を書写する」として、この奥書と識語を載せている。ただし、同書は送り仮名と返点を欠いており、「後見」の下に「□」（一字不明の符合）を入れている。また、読めないはずの「日□・（花押）」を「日法・（花押）」としている。『沼津市史』（史料編、古代・中世）も同様である。

高木豊氏は『日蓮』の「諸本解説」（註17参照）で、光長寺本『撰時抄』について「僧某書写、日法所持本と思われる」と記している。僧某としたのは、署名が判読できず、花押が違うために「筆師僧日法（花押）」と断定できなかったのであろう。しかし、この『撰時抄下巻』は紛れもない日法聖人のご筆跡で、花押は一見して別

人のものに見えるが、正しく日法聖人の花押である。この書の巻尾は破損がひどく、表装する時に誤って花押が裏返ったものである。したがって日法聖人の花押であることは間違いない。

余談になるが、識語の「今所相伝大（花押）」の「大」とは、日法聖人の弟子大輔阿闍梨日円聖人ではないかと推定する。どうも「輔」字と花押が重なっているように見えてならない。乞う、御教示。

(21) 光長寺「宝物台帳」第一種寶物二九番・三〇番。上巻の題簽は「本迹相違抄」、内題は「本迹相違」。下巻の題簽と内題は「本迹相違要文」、ただし内題は見返しと原本の間に切紙を一紙つないで書いたもので、異筆である（題簽と同じ筆跡）。

(22) 光長寺「宝物台帳」第一種寶物四〇番。題簽は「無益外道行集」、内題は「無益外道行集」、奥題も「無益外道行集」。

(23) 高木豊氏は、この本を「片仮名本」と称している（註17参照）。光長寺「宝物台帳」第一種寶物三四番。題簽「下山抄宗祖」。内題は「下山抄」とあり、奥下に「釋日法（花押）」と署判がある。内題は原表紙の外題であろうか。ただし、左端に綴穴があるので、あるいは原見返しの内題かも知れない。

『日法聖人断簡』（十二行）〈光長寺「宝物台帳」第一種寶物四五番〉は、この『下山抄』（漢文体）の末尾に続く一紙である。

(24) 光長寺「宝物台帳」第一種寶物四三番。題簽は「和漢朗詠集」、内題は「和漢朗詠集下」。下巻のみの残欠本。

(25) 光長寺「宝物台帳」第一種寶物二三番・二四番。日法聖人御所持本調査委員会編『御法門御聞書』（平成二年四月五日、大本山光長寺刊）参照。

(26) 光長寺「宝物台帳」第一種寶物二八番。題簽は「大田禅門抄　宗祖」、内題は「大田抄」。内題の右に書かれていて抹消されている内題は「取要撰時抄」と読める。本来の内題であろう。内題の三字と、巻尾の一紙は異筆と思われる。宗祖の御真蹟四十五紙二巻は中山法華経寺にある（定遺一七〇『曽谷入道殿許御書』）。

(27) 国立歴史民俗博物館編『中世の日記』（昭和六三年三月一九日、㈶歴史民俗博物館振興会刊）。

(28) 桃裕行『暦法の研究〔上〕』一七頁。註（4）参照。

(29) 佐藤和彦「後愚昧記」『日本歴史「古記録」総覧』（上巻）、平成元年一一月二七日、新人物往来社刊。

(30) 改元のため反故になったものであろうか。

(31) 益田宗「解説」『後法興院記四』〈陽明叢書、記録文書篇、第八輯〉、平成三年一二月二五日、思文閣出版刊。

(32) 桃裕行『古記録の研究〔下〕』〈桃裕行著作集5〉一九九頁、平成元年五月一〇日、思文閣出版刊。

(33) 陽明文庫編『増訂・陽明世傳解説』昭和五九年二月二〇日、東京大学出版会刊。

(34) 現在の静岡県三島市の三島大社が出した暦で、現存最古のものは足利学校図書館所蔵の永享九年（一四三七）版行の暦であり、鎌倉時代のものは残っていない。